

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則

平成 23 年 10 月 28 日

規則第 54 号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則を次のように定める。

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（平成 23 年和歌山県条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(特に著しい破損、腐食等が生じている状態)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号の規則で定める程度は、長期間適切な維持保全がされていないことにより、建築物等の基本的機能が喪失した状態として、屋根又は外壁（いずれも道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されることのない部分及び開口部を除く。）の 10 分の 1 以上が損壊に至った状態とする。

(適用を除外する建築物等)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項第 7 号の規則で定める建築物等は、和歌山県景観条例（平成 20 年和歌山県条例第 21 号）第 10 条第 1 項の規定により和歌山県景観資源として登録された建築物等とする。

(景観支障状態の建築物等からの距離)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める距離は、70 メートルとする。

(周辺住民等から除外する者)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項のその他規則で定める者は、国及び地方公共団体とする。

(景観支障除去措置の要請)

第 7 条 条例第 4 条第 1 項の規定による要請は、景観支障除去措置に係る要請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 条例第 4 条第 1 項の規定による要請を同条第 2 項の規定に基づき共同で行う場合にあっては、要請者一覧表（居住者）（別記第 2 号様式）及び要請者一覧表（居住者以外の土地の所有権又は借地権を有する者）（別記第 3 号様式）
- (2) 建築物等の権利者及び当該建築物等の存する土地の権利者の一覧表
- (3) 建築物等の位置を示す図書
- (4) 建築物等及び当該建築物等の周辺の状況を示す写真
- (5) 周辺住民等の総数の根拠を示す図書

- (6) その他知事が必要と認めるもの
(周辺住民等が複数ある場合の要請)

第8条 条例第4条第2項の規則で定める数は、周辺住民等の総数の3分の1に相当する数とする。

(景観支障状態の調査)

第9条 条例第5条第2項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 破損、腐食等の状態に関する事項
- (2) 周辺の良好な景観との調和に関する事項
- (3) 歴史上又は学術上の価値に関する事項
- (4) その他知事が必要と認める事項

(告示の方法等)

第10条 条例第6条第7項の規則で定める方法は、和歌山県報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

2 条例第6条第7項の標識は、同条第1項の規定による命令に係る建築物等の付近又は当該建築物等の存する土地の付近に設置するものとする。

(立入調査員証明書)

第11条 条例第7条第3項に規定する立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書は、別記第4号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日規則第18号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年8月1日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月3日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

景観支障除去措置に係る要請書

年 月 日

和歌山県知事 様

要請者（代表）住 所

氏 名

印

連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名 〕

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第4条第1項の規定に基づき、景観支障状態となっている建築物等について景観支障除去措置をとらせるよう次のとおり、(別添要請者一覧表に掲げる者と共同で) 要請します。

建築物等の所在地							
建築物所有者等の氏名及び住所							
建築物等の概要		従前の用途		築年数			
		構造・規模		使用していない期間			
要請者の総数	居住者		(合計)	周辺住民等の総数	居住者		(合計)
	土地所有者等 (居住者を除く。)				土地所有者等 (居住者を除く。)		
建築物等の破損、腐食等の状態							
周辺の良好な景観に対して不調和である状態							

<p>建築物等の維持保全 の状況</p>	
--------------------------	--

(以下任意記載)

<p>景観支障状態に至 った背景、経緯そ の他の参考となる 事項</p>	
<p>景観支障除去措置 後の土地の活用や 維持保全に関する 提案等</p>	

添付書類

<p>○建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則第7条各号に定める添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要請者一覧表（別記第2号様式及び別記第3号様式） (2) 建築物等の権利者及び当該建築物等の存する土地の権利者の一覧表 (3) 建築物等の位置を示す図書 (4) 建築物等及び当該建築物等の周辺の状況を示す写真 (5) 周辺住民等の総数の根拠を示す図書 (6) その他知事が必要と認めるもの
--

別記第4号様式(第11条関係)

(表面)

第 号
立入調査員証明書
所 属 職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第7条第3項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
和歌山県知事 印

85mm

54mm

(裏面)

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例 (抜粋)

(報告及び立入調査)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第3項の規定による勧告又は前条第1項の規定による命令を行うため必要な限度において、建築物所有者等に対し、当該建築物等について報告を求め、又はその職員に当該建築物等若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 知事は、前項の規定により当該職員を当該建築物等又はその存する土地に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該建築物等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により立入調査をする職員は、規則で定める立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。